

令和8年度

閲覧設計書

工 事 名	農村地域防災減災事業(防災ダム) 永吉地区 8-1工区
工 事 箇 所	鹿児島県 日置市吹上町永吉地内
工 期	令和9年3月19日 限り

【閲覧設計書内訳】

◎本閲覧における問い合わせについては担当係までお願いします。

内 訳		添付の有無
位置図・特別仕様書		○
図面		○
図面		○
設計内訳(金抜き)	※	○
工事費内訳書	※	○

担 当 係	保全係
電 話 番 号	099-805-7287

単価適用年月：令和8年4月

閲覧方法	電子閲覧 (ホームページ閲覧)
------	--------------------

※は参考資料である。



鹿児島地域振興局 農林水産部 農村整備課

農村地域防災減災事業(防災ダム)

永吉地区 8-1 工区

ダム管理システム更新工事

特別仕様書

2026 年 4 月

鹿児島県 鹿児島地域振興局 農林水産部

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	共通仕様	4
第 3 章	テレメータ放流警報設備	6
第 4 章	据付工事	15
第 5 章	施工管理	17
第 6 章	条件変更の補足説明	17
第 7 章	安全管理	17
第 8 章	定めなき事項	17
第 9 章	その他	17

別表 1 機器構成表

別表 2 放流警報制御項目表

別図 1 システム構成図（オンプレミス一部更新済み設備あり）

別紙 1 工事施工条件明示

別紙-2 安全対策

別紙-3 個人情報取扱特記事項

特別仕様書

1 工事名	農村地域防災減災事業(防災ダム) 永吉地区 8-1 工区
2 工事場所	鹿児島県日置市吹上町永吉地内
3 工事内容	ダム管理システム更新工事 一式
4 工期	令和9年3月19日限り

第1章 総 則

1-1 適用範囲

本仕様書は、農村地域防災減災事業(防災ダム) 永吉地区として鹿児島県(以下、「甲」という)が実施する永吉ダム管理設備(以下、「本設備」という)の機器設計、製作、運搬並びに据付工事及び不要設備の撤去工事に適用する。本工事の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書(令和7年10月)」、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書(令和7年3月)」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木工事施工管理基準(令和6年10月)」、「施設機械工事等施工管理基準(令和4年3月)」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

工事施工条件については、別紙1「工事施工条件明示」のとおりとする。

1-2 全体システムの構成

本工事において納入する各設備の機器構成は、「別図1 システム構成図(オンプレミス一部更新)」及び「別表1 機器構成表」に示すとおりとする。

1-3 施工場所

本設備の納入、施工場所は、以下に示すとおりとする。

永吉ダム管理事務所 鹿児島県日置市吹上町永吉地内

1-4 適用規格等

本設備の設計、製作に当たっては、本仕様書に基づくほか、次の規格基準等に準拠するものとする。

- (1) 電気設備技術基準
- (2) 国土交通省テレメータ装置標準仕様書(国電通仕第21号)
- (3) 放流警報装置標準仕様書(国電通仕第27号)
- (4) 国土交通省70MHz帯無線装置(テレメータ・テレコントロール用)標準仕様書(国電通仕第22号)
- (5) 直流電源装置標準仕様書(テレメータ用)(国電通仕第26号)
- (6) ダム管理用制御処理設備標準設計仕様書・同解説(国土交通省)
- (7) 河川法及び関係法令
- (8) 消防法及び関係法令

- (9) 電波法及び関係法令
- (10) 有線電気通信法及び関係法令
- (11) 鹿児島県財務規格及び同請負工事契約約款
- (12) その他関係法令

1-5 契約後提出図書

- (1) 請負者(以下「乙」という)は、装置の製作に先立って予め次の図書を提出し承認を受けけるものとする。
 - (a) 装置の全体構成ブロック図
 - (b) 各構成ブロック毎の機能・性能説明書
 - (c) 機器寸法図及び構造図
 - (d) 機器配置図
 - (e) 設計製作据付工程表
 - (f) その他必要な図書
- (2) 乙は、装置の完成後、次の図書を提出するものとする。
 - (a) (1)項 (a)～(d)に掲げるものの完成図書
 - (b) 取扱説明書 3部
 - (c) 操作及び通常保守のマニュアル 3部
 - (d) 工場及び現地試験成績書 1部
 - (e) 工事写真 1部
 - (f) 無線局変更届添付資料 3部
 - (g) 無線局免許状等 1部

なお、すみやかに(f)、(g)等総合通信局の証明のあるものを提出すること。

1-6 機能の充足と疑義

- (1) 工事を実施するに当たり、本仕様書及び各種規格等に明示なき事項についても、構造上若しくは機能上当然必要と思われる事項については工事に含めるものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙双方が協議するものとする。

1-7 特許等の使用

乙が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は、乙にあるものとする。

1-8 検査

次に示す段階での検査を想定している。

また、これら検査の日程及び内容、方法については甲と打ち合わせするものとし、検査に要する測定器材及び人員等は乙において準備するものとする。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 工場検査 | 装置完成時 |
| (2) 完成検査 | 現地据付調整後 |
| (3) 無線局検査 | 総合通信局が行う無線局検査時 |

1-9 官公庁諸手続き

本工事に係わる官公庁諸手続き等が必要な場合は、乙が代行するものとする。

(テレメータ放流警報監視制御装置、アスベスト調査結果報告等)

1-10 ダム諸元

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 河川名 | 永吉川水系二俣川 |
| (2) 位置 | 鹿児島県日置市吹上町大字永吉柱野 |
| (3) ダム形式 | 傾斜コア型ロックフィルダム |
| (4) 堤高 | 37.0m |
| (5) 堤長 | 148.0m |
| (6) 堤長幅員 | 8.0m |
| (7) 堤体積 | 215,000m ³ |
| (8) 堤頂標高 | EL. 132.1m |
| (9) 流域面積 | 38.35km ² |
| (10) 集水面積 | 8.02km ² |
| (11) 満水面積 | 0.15km ² |
| (12) 総貯水量 | 1,174,000m ³ |
| (13) 有効貯水量 | 996,000m ³ |
| (14) 常時満水位 | F. W. L. 128.2m |
| (15) 余水吐 | |
| (a) 形式 | 側溝余水吐 |
| (b) 設計洪水流量 | 230.0m ³ /sec |
| (16) 取水設備 | |
| (a) 最大流量 | 0.262m ³ /sec |
| (b) 型式 | トロップインレット |
| (c) ゲート | スルースバルブ φ800mm |
| (d) 責任放流量 | 0.262m ³ /sec |

第2章 共通仕様

2-1 一般事項

本設備の製作に当たっては、本仕様書の各条項を満足するとともに、次の各号について十分配慮するものとする。

- (1) 各装置の構成が単純で動作の信頼性が高いこと。
- (2) 操作が簡単で、誤操作のおそれがないこと。
- (3) 一部の故障が、全体の制御に著しい影響を与えないこと。
- (4) 維持管理が容易で管理費が安く、故障、修理、部品交換等に適応性を有すること。

2-2 構造

本設備の各装置の製作に当たって、その構造は以下に示す点に留意するものとする。

- (1) 各装置各部の操作が容易で且つ、的確に行えること。
- (2) 保守点検が前面から容易に行え、また部品交換等が容易に行える構造とする。
- (3) 外部機器との接続は、可能な限り架上若しくは架下の一括端子で容易に行えること。
- (4) 筐体は、堅牢且つ小型化に留意すると共に、既設機器と調和するものとする。
- (5) 屋外設置設備は特に防水、防塵に留意した構造であること。

2-3 電源条件

本設備に供給する電源は以下のとおりとする。

- (1) 永吉ダム管理所
AC100V 単相 60Hz
- (2) 入佐雨量局、角免雨量局
太陽電池電源方式
- (3) 田之頭水位局、七呂水位局
AC100V 単相 60Hz
- (4) 坊野警報局、松下警報局、中和田水位警報局
AC200V 三相 60Hz
AC100V 単相 60Hz
- (5) 日置市吹上支所
AC100V 単相 60Hz

2-4 ダム管理所のインターネット回線（6-1 工区により更新済みのため参考）

ダム管理所では、有線の NTT 光ケーブルを敷設した場合、山間地の土砂崩れや電柱の倒伏によりケーブル断線が発生して復旧工事までに長期の回線断のリスクが考えられる。このため、有線の NTT 光ケーブルではなく、災害に強く利用容量の制限がない固定 IP によるインターネット接続をしている。なお、永吉ダムでは、携帯電話回線を利用した県河川課向け TM 子局装置が令和 4 年に設置され、室内アンテナによる LTE の電波入力状態が安定的に運用されているという実績がある。

2-5 緊急修繕対策で更新された FA-PC の取扱い

既存のシステムは、FA-PC を 2 台使用していたが 2 台共故障して正常なダム管理ができない状態に至っていたため、緊急修繕対策で 2 台共更新した。

なお、FA-PC は下記の機能を持たせている。

- ・放流操作装置（FA-PC）：ゲート・バルブ設定値操作、ダム総括管理
- ・情報入力提供装置（FA-PC）：放流操作装置、TM 放流警報装置、堤体観測装置、地震観測装置、電話応答通報装置、時計装置、吹上支所との間での情報入力提供

他機器の更新については、既設メーカー(富士通)との互換性を持たせるものとする。

※更新済み機器仕様については、契約後引き渡すものとする。

2-6 保安装置

商用電源及び屋外ケーブルからの直撃雷、誘導雷等による雷サージ電圧除去のために耐雷トランス、自動復帰ブレーカ、電源用 SPD I・II、信号用 SPD、その他避雷器を設置するものとする。

2-7 塗装

塗装は、防錆処理後メラミン焼付塗装を基本とする。屋内及び屋外の機器塗装は、既設と同様、ライトベージュ塗装（5Y7/1）相当とするが、受注契約後の打合せによるものとする。

但し、塗装不可能な部分については溶融亜鉛メッキ処理等を行い、錆が発生しないようにするものとする。

2-8 銘板

本設備を構成する各装置(以下「装置」という)には、装置名称、型式、製造年月、製造社名及び製造番号を表示した銘板を取り付けるものとする。

また、装置の主要部分には、銘板、刻印又は押印等により表示を行い、主要部品には、回路図と照合できる記号あるいは番号を付けること。

第3章 テレメータ放流警報設備

3-1 装置の概要

(1) テレメータ装置

本装置は、永吉ダムに放流警報と一体型の監視局装置を設置し、ダム及び上下流に設置する観測局からの雨量・水位データを収集し表示、記録を行うとともに、データをダム管理用制御処理設備に出力する。

(2) 放流警報装置

永吉ダムから上記一体型の制御監視装置により、ダムサイト及び下流に設置する警報局を遠方制御して放流警報を行うとともに、その結果を表示、記録するものとする。

3-2 無線回線の構成

テレメータ監視局装置と放流警報制御監視装置は一体構造とし、回線は70MHz帯単信無線回線1波を使用する直接回線とし、テレメータ、放流警報、通話を共用して使用するものとする。

なお、本回線に使用する周波数は、既設周波数(71.76MHz)とする。

3-3 局構成

テレメータ・放流警報設備の局構成は以下のとおりであり、全体の構成は「別表1 機器構成表」及び「別図1 システム構成図(オンプレミス一部更新)」に示すとおりとする。

(1) テレメータ観測局

- (a) 永吉ダム管理事務所(監視局及び有線観測局)
- (b) 入佐雨量局
- (c) 角免雨量局
- (d) 田之頭水位局
- (e) 七呂水位局
- (f) 中和田水位局(警報局と併設)

(2) 放流警報局

- (a) 永吉ダム管理事務所(監視制御局及び有線警報局)
- (b) 坊野警報局
- (c) 坊野下警報局
- (d) 松下警報局
- (e) 梅里警報局
- (f) 中和田警報局(水位局と併設)

3-4 テレメータ装置の機能

本装置の機能は、国電通仕第21号に準拠し、以下のとおりとする。

(1) 局容量

- (a) 最大観測局容量 10 局
- (b) 実装観測局容量 6 局

(2) テレメータ呼び出し方式

監視局装置から観測局を呼び出す方式は次の3種類とする。

(a) 自動呼出し(自動全局呼出し)

タイマーにより自動的に起動して、休止局を除く全観測局を一括呼出し方式で呼出し、データの収集を行う。

(b) 手動呼出し

手動呼出しは「全局」と「個別」の2種類とする。

(ア) 手動全局呼出

手動により起動し、休止局を除く全観測局を一括呼出し方式で呼出し、データの収集を行う。

(イ) 手動個別呼出

手動により起動し、任意に選択した局のみを呼出し、データの収集を行う。

(c) 再呼出し

受信データが正常でない時、または観測局が応答しない時は、その局についてのみ再呼出しを行いデータの収集を行う。

なお、一括呼出し方式における再呼出しは、一連の一括呼出し動作終了後に当該局だけを個別に呼び出す。

また、個別呼出し方式における再呼出しは、当該局を続けて呼び出す。

(3) 観測時間間隔

自動一括呼出し時の時間間隔は、10分、15分、30分、1時間の4段階とし、その基準時刻は午前0時00とする。

(4) 外部出力機能

ダム管理用制御処理設備側へ、収集データを出力する。

3-5 放流警報装置の機能

本装置の機能は、国電通仕第27号に準拠し、以下のとおりとする。

(1) 局容量

- (a) 最大警報局容量 10 局
- (b) 実装警報局容量 6 局

(2) 制御方式

制御方式は個別操作を基本とする。

ただし、標準仕様に定める制御モードを付加することにより以下のとおりとする。

(a) 個別制御

個別制御は、任意に選択した警報局1局のみを手動制御するものとする。

(b) 全局順次制御

全警報局を局間タイマーを設けず、あらかじめ定められた順序に従って制御する方式とする。

(c) 全局タイマー順次制御

全警報局を局間タイマーの設定時間に従い、あらかじめ定められた順序に従って制御する方式とする。

(d) 全局一斉制御

全警報局を一斉に制御する方式とする。

(3) 制御項目

制御項目は以下のとおりとする。

(a) サイレン吹鳴

サイレン制御が行われた場合は、あらかじめ定められた形式によるサイレンの吹鳴動作を行う。

ただし、吹鳴機能の障害によりサイレンの吹鳴が行われなときは、自動的に擬似音の吹鳴を行う。

(b) 擬似音吹鳴

擬似音制御が行われた場合は、あらかじめ定められたサイレン吹鳴形式と同一のパターンにより、擬似音の吹鳴を行う。

(c) マイク放送

マイク放送制御が行われた場合は、約 5 秒間チャイム音放送を自動的に行い、その後、制御監視局から送出される音声を放送する。

また、放送終了後は制御監視局からの放送停止制御により約 5 秒間のチャイム音を自動的に放送してから放送動作を停止させる。

(d) 放送停止

制御監視局からの放送停止制御により約 5 秒間のチャイム音を自動的に放送してから放送動作を停止させる。

(e) 親局音声合成

(c)と同様とし、監視制御局から送出される音声は、音声合成装置の出力を使用する。

(f) 点検

点検制御が行われた場合は、外部に音を出さずに、サイレン吹鳴及び放送が可能な状態にあるかを点検する。

(g) 回転灯（表示板）OFF

警報局の回転灯(表示板)を停止させる。

なお、回転灯(表示板)の起動は、サイレンあるいは擬似音吹鳴の制御と連動動作とする。

(h) 組合せ制御

組合せ制御は以下の 2 通りが可能とする。

(ア) 組合せ制御 1 親局音声発生 + サイレン

(イ) 組合せ制御 2 親局音声発生 + 擬似音

(i) 監視

監視制御が行われた場合は、その時の警報局の状態を返送する。

(4) 制御方式と制御項目

各制御方式において、制御可能な制御項目は「別表 2 放流警報制御項目表」のとおりとする。

(5) 表示及び印字

観測データ及び警報制御内容と制御結果を、監視制御装置に表示するとともに、プリンタにて印字記録を行うものとする。

(6) 通話

監視制御局と観測局、警報局において、相互に通話できるものとする。なお、テレメータ観測、放流警報の制御は、通話に優先するものとする。

3-6 既設松元ダムとのインターロック

本システムでは、既設松元ダムと同じ無線周波数を使用するため、双方の監視制御装置でインターロックを取り合い、共通の子局を同時に監視制御しないようにする。

なお、インターロックの方法は先取優先とし、以下のとおりとする。

- (1) 監視制御装置は電波を使用開始する前に、他方の監視制御装置に電波使用開始を通知する。
- (2) 通知された他方の監視制御装置は相手から電波使用許可が通知されるまで自身をロックし、操作員の指示を受け付けないようにする。
- (3) 一方電波を使用開始した監視制御装置は、制御終了後に電波使用許可を他方の監視制御装置に通知する。
- (4) 電波使用許可を受信した他方の監視制御装置は、電波使用可能を表示し、以後操作員の指示を受付けるようにする。

3-7 機器仕様

本設備に使用する各機器の仕様の概略は、以下のとおりとし、当該局の機器構成は「別表 1 機器構成表」に示すとおりとする。

機器について、記載している仕様と同等以上の品質のものを使用すること。また、標準機器については、水管理標準機器仕様（農水省令和 7 年 10 月版）と同等以上の品質のものを使用すること。

なお、新しい仕様の方が望ましいものについては、施工前に監督職員と協議すること。

3-7-1 永吉ダム管理事務所設備

(1) テレメータ・放流警報監視制御装置

国電通仕第 21 号及び第 27 号に準拠したテレメータと放流警報の一体型の装置とする。

なお、観測局のデータ呼出操作及び警報局の警報制御操作は、本装置の操作部より行うものとする。

(a) 伝送方式

国電通仕第 21 号及び第 27 号に準拠するものとし、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (ア)通信方式 | 半二重通信方式 |
| (イ)対向方式 | 1:N |
| (ウ)伝送符号方式 | NRZI 等長符号方式 |
| (エ)同期方式 | 非同期方式 |
| (オ)変調方式 | 周波数変調方式 |
| (カ)符号誤り検定方式 | 16ビットサイクリックコード符号
パリティ検定及び総数ビット |
| (キ)伝送速度 | 200ビット/秒以上 |
| (ク)符号構成 | JIS X 5203 に準拠する |
| (ケ)伝送路種別 | 無線回線(70MHz帯) |
- (b) 局容量
- | | |
|----------|-------------|
| (ア)テレメータ | 最大10局(実装6局) |
| (イ)放流警報 | 最大10局(実装6局) |
- (c) テレメータ監視装置の構成
- 標準構成に以下の付加機能部を追加する。
- (ア)印字制御部 1
印字制御部 1 は放流警報制御監視装置と共有する。
- (イ)分岐入出力部
分岐入出力部は放流警報制御監視装置と共有するものとし、入出力方路は以下のとおりとする。
- ① 雨水 TM 監視装置・変復調部
 - ② 放流警報制御監視装置・変復調部
 - ③ 放流警報制御監視装置・音声発生装置
 - ④ 有線観測装置
 - ⑤ 有線放流警報装置
- (ウ)回線切換部
- (エ)外部出力部(シリアル 1)
- (オ)休止局設定部
- (カ)特別付加機能
国電通仕第 21 号解説書に示す以下の特別付加機能部を追加する。
- ① 伝送制御部 2 (1号方式)
 - ② 変復調部 2
 - ③ 伝送制御部 3 (1号方式)
 - ④ 変復調部 3
- (d) 放流警報制御監視装置の構成
- 標準構成に以下の付加機能部を追加する。
- (ア)外部入出力部
- (イ)休止局設定部
- (ウ)拡張警報制御部
拡張警報制御項目は以下のとおりとする。
- ① 親局音声発生 1
 - ② 親局音声発生 2

- ③ 親局音声発生 3
- ④ 回転灯(表示板) ON
- ⑤ 回転灯(表示板) OFF
- ⑥ 強制停止

(エ) 拡張監視情報判定部

拡張監視情報判定項目は以下のとおりとする。

- ① 音声増幅器 2 異常
- ② 局舎扉開
- ③ スピーカ 2 異常
- ④ 音声増幅器 2 ON
- ⑤ 回転灯(表示板)ON
- ⑥ 予備

(オ) 再制御部

(カ) 音声発生装置

音声発生装置の方路数は以下のとおりとする。

- ① 親局音声発生 1
- ② 親局音声発生 2
- ③ 親局音声発生 3

(キ) 制御モード部

付加機能としての制御モードは以下のとおりとする。

- ① 全局順次
- ② 全局タイマー順次
- ③ 全局一斉

(ク) 組合制御部

(ケ) 国電通仕第 2 号方式制御監視部

(e) 操作部

操作部はディスプレイもしくはタッチパネル方式とし、国電通仕第 27 号のディスプレイ卓(簡易型)に準拠するものとする。

なお、水系図は不要とし、テレメータも操作できるものとする。

(ア) 表示ドット数 1024×768 (XGA) ドット以上

(イ) 液晶サイズ 19 インチ以上

(f) 構造 屋内鋼板製自立型

(g) 電源 AC100V 単相 60Hz

(2) 無線装置

(a) 構造 装置組込型プラグインユニット式

(b) 周波数 70MHz 帯(71.76MHz)

(c) 送信出力 3W

(d) 電源 DC12V

(3) 空中線

(a) 周波数	70MHz 帯 (71.76MHz)
(b) 種別	スリーブ型
(c) インピーダンス	50Ω
(d) 定在波比	1.5 以下
(e) 耐風速	瞬間最大風速 60m/ s
(d) 取付け金具	付属

(4) 同軸 SPD

空中線と無線装置の間に設置し、空中線からの誘雷に対して無線装置を保護するものとする。

(a) 周波数	70MHz 帯
(b) 入出カインピーダンス	50Ω
(c) 定在波比	1.2 以下
(d) 挿入損失	0.2dB 以下

(5) シリアルプリンタ (テレメータ・放流警報記録用) (*更新済みのため参考表示)

テレメータ観測データ (雨量、河川水位) の印字記録及び放流警報記録を行うものとする。

(a) 記録方式	ワイヤドットマトリックス
(b) 印字速度	ANK100 字 / 秒程度 漢字 60 字 / 秒程度
(c) 印字字数	ANK36 字 / 秒程度 漢字 90 字 / 秒程度
(d) 文字種類	JIS 又は ASCII
(e) 印字色	黒色
(f) 用紙	連続帳票式
(g) 電源	AC100V 単相 60Hz
(h) 構造	防音ボックスに実装。

(6) 時計装置 (*更新済みのため参考表示)

(a) 出力	1 分パルス信号
(b) 精度	日差 ±3 秒以内
(c) その他	(ア) 時刻修正機能付 (イ) 停電保証 浮動充電方式 (バッテリー内蔵) により 30 分以上 (ウ) 電波修正機能付
(d) 構造	壁掛型
(e) 電源	AC100V 単相 60Hz

(7) 有線観測警報装置

本装置は、テレメータ・放流警報監視制御装置からの有線遠隔制御指令に基づき、警報動作及び観測値の返送を行うものとし、以下のとおりとする。

(a) 伝送方式

(1) (a)と同様。

(b) テレメータ観測部(ダム雨量)の構成

国電通仕第21号の2量型観測装置とし、標準構成に以下の付加機能部を追加する。

(ア)分岐入出力部

(イ)パルス入力部

(c) 放流警報制御部の構成

国電通仕第27号のサイレン警報装置とし、標準構成に以下の付加機能部を追加する。

(ア)分岐入出力部

(イ)拡張警報制御部

拡張警報制御項目は以下のとおりとする。

① 回転灯 ON

② 回転灯 OFF

③ 強制停止

(ウ)拡張監視情報判定部

拡張監視情報判定項目は以下のとおりとする。

① 回転灯 ON

② 予備

(エ)外部出力部 1

回転灯(表示板)用とする。

(d) 構造 屋内鋼板製自立型

(e) 電源 AC100V 単相 60Hz

(8) サイレン

(a) 入力電源 AC200V 三相 60Hz

(b) 容量 3.7kW インバータ方式

(c) 指向性 有り

(d) その他 余韻防止及び防鳥網付

(e) 構造 方向可変ラップ式、耐塩処理

(9) サイレン回転灯制御盤

サイレン、回転灯の制御機能を有するものとする。

(a) 構造 屋内壁掛け

(b) サイレン電源 AC200V 三相 60Hz、インバータ方式

(c) 回転灯電源 AC100V

(10) 回転灯

- | | |
|----------|----------|
| (a) 構造 | 防水構造 |
| (b) 形式 | 赤色閃光式 |
| (c) 電球 | 18W |
| (d) 発光回数 | 約 60 回/分 |
| (e) 電源 | AC100V |

(11) 音声増幅器

- | | |
|--------|----------|
| (a) 出力 | 100W/1 台 |
| (b) 構造 | ユニット型 |
| (c) 電源 | DC12V |
| (d) 台数 | 2 台 |

(12) スピーカ

- | | |
|---------------|---------------|
| (a) 形式 | レフレックスホーン全天候型 |
| (b) 定格出力 | 50W |
| (c) 公称インピーダンス | 200Ω |
| (d) 構造 | 防鳥網付 |
| (e) 台数 | 3 台 |

(13) 集音マイク

- | | |
|---------------|------|
| (a) 型式 | 全天候型 |
| (b) 定格出力 | 5W |
| (c) 公称インピーダンス | 8Ω |

(14) 雨量計

- | | |
|------------|---------|
| (a) 検出方式 | 転倒ます方式 |
| (b) 受水口径 | φ 200mm |
| (c) 1 転倒雨量 | 1.0mm |
| (d) 出力信号 | メーク接点信号 |

(15) 雨量自記記録器

雨量パルス信号を PC カードに記録するデータロガーとする。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (a) 入力 | 無電圧 a 接点パルス(転倒ます型雨量計) |
| (b) PC カード | JEIDA v4.2 規格の PC カード |
| (c) PC カード容量 | 8GB |
| (d) 出力 | パルス出力(国電通仕第 21 号準拠) |
| (e) 電源 | AC100V 単相 60Hz |
| (f) 構造 | 他装置実装型 |

第4章 据付工事

4-1 一般事項

- (1) 据付工事は、機器の据付、配線、調整等の工事とする。
- (2) 工事は本仕様書及び1-3項に示す規格、基準等により施工し、外観優美で堅牢且つ、保守点検が容易に施工するものとする。
- (3) 不要となる既設設備の撤去については、その時期、順序について監督職員と十分協議のうえ決定し、作業を実施する。
- (4) 機器の据付順序等工事の手順及び機器の配置、管理所内工事全般についても製作承認用の協議図書を提出して承認を得るものとする。
- (5) 工事中は洪水、風水害、地震等に十分留意して施工するものとする。
- (6) 監督職員が工事中に監督上あるいは検査の都合上必要と認め、工事施工の中断を指示することがある。
- (7) 新規に施工する屋外施設は平均 40m/s、最大瞬間 60m/s の風速に耐えるよう施工するものとする。
- (8) 乙は工事の施工にあたり公害の防止等に努め、付近の住民に迷惑のかからぬよう配慮するものとする。
- (9) 乙は工事の施工にあたり、既設の構造物等を汚染、又はこれらに損傷を与えた場合は、監督職員に連絡するとともにその指示に従いすみやかに修復しなければならない。
- (10) 工事の施工に当たり、免許等資格を要する作業に当たっては、それぞれの有資格者が当たるものとし、事前に届け出て監督職員の了解を得るものとする。
- (11) 工事の施工に当たっては十分な安全管理を行わなければならない。

4-2 工事経費

- (1) 工事に関して、乙が第三者に対して損害を与えた場合は、全て乙の責任において処理しなければならない。

4-3 使用資材

- (1) 機器据付、配管、配線等に使用する資材は JIS、電気用品安全法、電気設備技術基準、JCS 規格品又は同等品以上の良質なものを使用するものとする。
- (2) 据付に使用する部材については、強度はもちろん防塵等に十分留意したものとする。
- (3) 工事途中において不良品と認められる資材が使用された場合は、取替を命ずるものとする。

4-4 配線

- (1) 配線は整然と行ない、信号ケーブルについては、誘導障害を防止するため、シールドされたケーブルを使用すること。
- (2) 各ケーブルの接続は、可能な限りコネクタ接続とし、端子渡しの場合は圧着端子を使用するものとする。
- (3) 各ケーブルには、ケーブル種別、ケーブル番号、行先等を明示するものとする。

4-5 輸送

- (1) 現地作業工程に従い、完成した製品を遅滞なく、据付視場まで輸送し、据付に支障がないようにしなければならない。
- (2) 輸送中に変形、破損等事故がおこらないような荷造り、積み降し方法を定めるものとする。
- (3) 機器の輸送費は、想定される工場から管理事務所まで1,463kmとしている。

4-6 据付

- (1) 機器の据付に当たっては、予め機器配置図を作成し、監督職員の承認を受けるものとする。
- (2) 据付に使用する部材については、強度はもちろん防塵等にも十分留意したものとする。
- (3) 据付は地震等による振動及び積雪による過重に対しても十分な強度を有するよう固定するものとする。アンカー施工前に監督職員と協議を実施するものとする。

4-7 保安及び災害防止

- (1) 乙は、労働安全衛生規則を遵守し、施工しなければならない。
- (2) 運搬、据付及び調整は、十分な経験を有する技術者を派遣し、工事の円滑な遂行をはからなければならない。

4-8 有価物処分及び産業廃棄物の処分について

- (1) 本工事で発生する鉄くず(スクラップ)及び産業廃棄物については、実績により変更する。

4-9 PCB 廃棄物について

- (1) PCB 廃棄物が確認された場合は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、適正に処理すること。また、処理費用については、実績により変更する。

第5章 施工管理

- (1) 施工管理基準に定めのない工種については監督職員と協議し管理しなければならない。
- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。
- (3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値（参考）を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。ただし、社内規格値については、施工管理基準の管理基準値を満たす値とする。

第6章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 工事概要及び工事数量に変更があった場合

第7章 安全管理

- (1) 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。

第8章 定めなき事項

- (1) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿により協議するものとする。

第9章 その他

9-1 前金及び部分払、中間前払

- (1) 前払金及び部分払、中間前払に必要な請求書等の書類は、工事打合せ簿とともに監督職員へ提出するものとする。

9-2 検査

- (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
- (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
- (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。

- (4) 検査箇所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 中間検査は、原則として概ね進捗 50%時点又は、不可視部分の施工が終了した時点を目途に行うので、時期及び検査内容について監督職員と協議すること。
- (6) 工場製作完了時に工場検査と中間検査の実施について監督職員と協議すること。

9-3 提出書類

- (1) 工事工程管理に基づき、各月末の工事進捗を当月 25 日までに報告するものとする。
- (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。

9-4 法定外の労災保険の付保

- (1) 受注者は法定外の労災保険の証券等の写しを施工計画書に添付すること。

9-5 点検対象工事

(1) 下請契約がある場合

請負代金額	下請契約の総額が 4,500 万円以上	下請契約の総額が 4,500 万円未満
4,000 万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-1「施工体制点検票(事前確認)」…特定建設業許可保有の確認 ・様式-2「施工体制点検票(現場確認)」…配置技術者の専任・兼任の要件確認 ・様式-3「一括下請負に関する点検票(元請実質関与)」 ・様式-3-1、-2 ・様式-4「一括下請負に関する点検票(下請負人用)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-1「施工体制点検票(事前確認)」 ・様式-2「施工体制点検票(現場確認)」…配置技術者の専任・兼任の要件確認 ・様式-3「一括下請負に関する点検票(元請実質関与)」 ・様式-4「一括下請負に関する点検票(下請負人用)」
4,000 万円未満	—	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-1「施工体制点検票(事前確認)」

(2) 下請契約がない場合

請負代金額	
4,000 万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-2「施工体制点検票(現場確認)」…配置技術者の専任・兼任の要件確認
4,000 万円未満	対象外

9-6 その他

- (1) 工事施工のための安全対策は、(別紙-2)による。
- (2) 本工事において、見積等により定めている施工単価及び資材単価は別添「金抜き設計書」に記載したとおりである。
- (3) 個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項(別紙-3)を遵守しなければならない。

別表1 機器構成表(1/6)

テレメータ・放流警報設備-永吉ダム管理事務所

名称	適用	数量	単位	備考
テレメータ・放流警報監視制御装置	国電通仕21,27号一体、70MHz帯,3W	1	式	
空中線	70MHz帯、スリーブ型	1	基	
同軸SPD	N-P-J、接地ネジ付き、国交省適合品	1	個	
シリアルプリンタ	防音プリンタ置き台含む	1	式	
時計装置	FM波	1	式	
有線観測警報装置	音声増幅器×2、電子ロガー(雨量自記記録器)	1	式	
サイレン	3.7kWインバータ方式	1	式	
サイレン回転灯制御盤		1	式	
回転灯	ABS樹脂製又は同等以上 AC100V 6W程度 (LED光源)	1	個	
音声増幅器	100W/台	2	台	
スピーカー	50W台,レフレックスホーン	3	台	
集音マイク		1	台	
雨量計	1mm転倒ます型、パルス接点送り	1	式	
予備品,付属品	予備基板含む	1	式	

テレメータ・放流警報設備-入佐雨量局

名称	適用	数量	単位	備考
観測装置	無線装置70MHz帯、3W	1	式	
5素子八木型アンテナ		1	基	
同軸SPD	N-P-J、接地ネジ付き、国交省適合品	1	個	
太陽電池盤		1	面	
太陽電池	12W、取付金具付き	1	面	
蓄電池	50AH	1	台	
雨量計	1mm転倒ます型、パルス接点送り	1	台	
自記記録計		1	台	
予備品,付属品		1	式	

テレメータ・放流警報設備-角免雨量局

名称	適用	数量	単位	備考
観測装置	無線装置70MHz帯、1W	1	式	
3素子八木型アンテナ		1	基	
同軸SPD	N-P-J、接地ネジ付き、国交省適合品	1	個	
太陽電池盤		1	面	
太陽電池	12W、取付金具付き	1	面	
蓄電池	50AH	1	台	
雨量計	1mm転倒ます型、パルス接点送り	1	台	
自記記録計		1	台	
予備品,付属品		1	式	

別表1 機器構成表(2/6)

テレメータ・放流警報設備－田之頭水位局

名称	適用	数量	単位	備考
観測装置	無線装置70MHz帯、1W	1	式	
分岐装置	水位信号2分岐、入力：4～20mA、出力：BCD4桁、入力信号用SPD、DC24V出力	1	台	
シャトルロガー	SDカード記録、入力：BCD4桁	1	台	
3素子八木型アンテナ		1	基	
同軸SPD	N-P-J、接地ネジ付き、国交省適合品	1	個	
引込計器盤	電灯、SUS製	1	台	
分電盤	4回路以上、SPD II 付き	1	台	
耐雷トランス	0.5kVA、既設継続利用	1	台	
直流電源装置	100AH×6セル	1	台	
電波式水位計	電波式（80GHz、取付金具含む）、φ600 SUS304測水筒蓋付き	1	台	
避雷針	SUS製支持管(4m)含む	1	台	
予備品,付属品		1	式	

テレメータ・放流警報設備－坊野警報局

名称	適用	数量	単位	備考
警報装置	音声増幅器×2、無線装置70MHz帯、1W	1	式	
3素子八木型アンテナ		1	基	
同軸SPD	N-P-J、接地ネジ付き、国交省適合品	1	個	
サイレン表示板制御盤		1	台	
表示板	屋外SUS304製、「放流中」の警報表示	1	台	
回転灯	ABS樹脂製又は同等以上 AC100V 6W程度 (LED光源)	1	個	
サイレン	5.5kWインバータ式	1	台	
スピーカ	防水型フレックスホーンスピーカ(50W)、防鳥、防虫ネット付き	4	台	
集音マイク	防虫ネット付	1	台	
引込計器盤	動力・電灯、SUS製	1	台	
分電盤	4回路以上、SPD II 付き	1	台	
耐雷トランス	1kVA、既設継続利用	0	台	
直流電源装置	150AH×6セル	1	台	
避雷針	SUS製支持管(4m)含む	1	台	
予備品,付属品		1	式	

テレメータ・放流警報設備－坊野下警報局

名称	適用	数量	単位	備考
警報装置	音声増幅器×1、無線装置70MHz帯、1W	1	式	無線機更新済み、2022.3月
3素子八木型アンテナ		1	基	
同軸SPD	N-P-J、接地ネジ付き、国交省適合品	1	個	
スピーカ	防水型フレックスホーンスピーカ(50W)、防鳥、防虫ネット付き	2	台	
集音マイク	防虫ネット付	1	台	
引込計器盤	電灯、SUS製	1	台	
分電盤	4回路以上、SPD II 付き	1	台	
耐雷トランス	1kVA、既設継続利用	0	台	
直流電源装置	150AH×6セル	1	台	
避雷針	SUS製支持管(4m)含む	1	台	
予備品,付属品		1	式	

別表1 機器構成表(3/6)

テレメータ・放流警報設備－松下警報局

名称	適用	数量	単位	備考
警報装置	音声増幅器×1、無線装置70MHz帯、1W	1	式	無線機更新済み、2022.3月
3素子八木型アンテナ		1	基	
同軸SPD	N-P-J、接地ネジ付き、国交省適合品	1	個	
サイレン表示板制御盤		1	台	
表示板	屋外SUS304製、「放流中」の警報表示	1	台	
回転灯	ABS樹脂製又は同等以上 AC100V 6W程度 (LED光源)	1	個	
サイレン	7.5kWインバータ式	1	台	
スピーカ	防水型フレックスホーンスピーカ(50W)、防 鳥、防虫ネット付き	2	台	
集音マイク	防虫ネット付	1	台	
引込計器盤	動力・電灯、SUS製	1	台	
分電盤	4回路以上、SPD II 付き	1	台	
耐雷トランス	1kVA、既設継続利用	0	台	
直流電源装置	150AH×6セル	1	台	
避雷針	SUS製支持管(4m)含む	1	台	
予備品,付属品		1	式	

テレメータ・放流警報設備－七呂水位局

名称	適用	数量	単位	備考
観測装置	音声増幅器×1、無線装置70MHz帯、1W	1	式	無線機更新済み、2022.3月
分岐装置	水位信号2分岐、入力：4～20mA、出力：BCD4 桁、入力信号用SPD、DC24V出力	1	台	
シャトルロガー	SDカード記録、入力：BCD4桁	1	台	
3素子八木型アンテナ		1	基	
同軸SPD	N-P-J、接地ネジ付き、国交省適合品	1	個	
引込計器盤	電灯、SUS製	1	台	
分電盤	4回路以上、SPD II 付き	1	台	
耐雷トランス	0.5kVA、既設継続利用	1	台	
直流電源装置	100AH×6セル	1	台	
電波式水位計	電波式(80GHz、取付金具含む)、φ600 SUS304測水筒蓋付き	1	台	
避雷針	SUS製支持管(4m)含む	1	台	
予備品,付属品		1	式	

テレメータ・放流警報設備－梅里警報局

名称	適用	数量	単位	備考
警報装置	音声増幅器×1、無線装置70MHz帯、1W	1	式	
3素子八木型アンテナ		1	基	
同軸SPD	N-P-J、接地ネジ付き、国交省適合品	1	個	
スピーカ	防水型フレックスホーンスピーカ(50W)、防 鳥、防虫ネット付き	2	台	
集音マイク	防虫ネット付	1	台	
引込計器盤	電灯、SUS製	1	台	
分電盤	4回路以上、SPD II 付き	1	台	
耐雷トランス	1kVA、既設継続利用	0	台	
直流電源装置	150AH×6セル	1	台	
避雷針	SUS製支持管(4m)含む	1	台	
予備品,付属品		1	式	

別表1 機器構成表(4/6)

テレメータ・放流警報設備-中和田水位警報局

名称	適用	数量	単位	備考
警報装置	音声増幅器×1、無線装置70MHz帯、3W	1	式	無線機更新済み、2022.3月
5素子八木型アンテナ		1	基	
同軸SPD	N-P-J、接地ネジ付き、国交省適合品	1	個	
サイレン表示板制御盤		1	台	
表示板	屋外SUS304製、「放流中」の警報表示	1	台	
回転灯	ABS樹脂製又は同等以上 AC100V 6W程度 (LED光源)	1	個	
サイレン	5.5kWインバータ式	1	台	
スピーカ	防水型フレックスホーンスピーカ(50W)、防 鳥、防虫ネット付き	2	台	
集音マイク	防虫ネット付	1	台	
観測装置	無線装置実装ナシ(警報装置に実装)	1	台	
分岐装置	水位信号2分岐、入力：4~20mA、出力：BCD4 桁、入力信号用SPD、DC24V出力	1	台	
シャトルロガー	SDカード記録、入力：BCD4桁	1	台	
電波式水位計	電波式(80GHz、取付金具含む)、収容箱 SUS304付き(400×400×400)、橋脚Lアング ル取付金具含む	1	台	
引込計器盤	動力・電灯、SUS製	1	台	
分電盤	4回路以上、SPDⅡ付き	1	台	
耐雷トランス	1kVA、既設継続利用	0	台	
直流電源装置	150AH×6セル	1	台	
避雷針	SUS製支持管(4m)含む	1	台	
予備品,付属品		1	式	

別表1 機器構成表(5/6)

ダム管理用制御処理設備 - 永吉ダム管理事務所

名称	適用	数量	単位	備考
貯水位計	水晶圧力式、変換器	0	式	更新済み
貯水位計測装置	平滑化装置	1	式	
中継端子盤	光ケーブル接続盤、SPD・避雷器含む	1	式	
入出力装置		1	式	
FA-PC1	更新済みの放流操作装置FA-PCを利用、ソフトウェア追加、ウィルス対策ソフト追加	1	式	FA-PC更新済み
遠方手動操作装置	wec仕様準拠、PLC、監視操作器（貯水位、開度、ゲート監視制御、非常停止操作等	1	式	
シリアルプリンタ	プリンタ台含む	1	式	
インクジェット	A3、警報通報、操作、日・月・年報他	1	式	
FA-PC2	更新済みの情報入力・提供装置FA-PCを利用、ソフトウェア追加（web配信、メール通報等）、ウィルス対策ソフト追加	1	式	FA-PC更新済み
大型表示装置	50型LCD、移動式台含む	1	式	
タイムサーバー	GPSによる時計修正機能	1	式	
変換伝送装置	放流設備建物内設置の自立盤継続利用、盤内機器のみ更新（PLC、MC、電源入力部SPD付き）、既存メーカー外は盤面含む	1	式	
屋内用接地端子箱	鋼板製壁掛け型、操作室、放流設備	2	式	
屋外用接地端子箱	SUS製壁掛型、ダム管理所建物 東側外壁	1	式	
避雷針	SUS製支持管(4m)含む	1	式	
屋外用接地端子箱	ダム管理所建物	1	式	
home5G	購入契約者：県、取付け：受注者	1	式	
ファイヤーウォール装置		1	式	
パンザマスト	R214	1	式	
制御系HUB		1	式	
情報系HUB		1	式	
予備品	MC、HUB、PLC、予備ユニット、リチウム電池等	1	式	

ダム管理用制御処理設備 - 日置市役所吹上支所

名称	適用	数量	単位	備考
home5G	購入契約者：県、取付け：受注者	0	式	
ファイヤーウォール装置		1	式	
遠方監視装置	OAパソコン、32インチ、HUB5ポート	1	台	既設デスク継続利用
UPS	PC用、1.0kVA	1	台	
大型表示装置	50型LCD、壁掛式	1	式	
インクジェットプリンタ	A3	1	式	
予備品・付属品		1	式	

別表1 機器構成表(6/6)

CCTV 監視設備 - 永吉ダム管理事務所

名称	適用	数量	単位	備考
監視カメラ	IPカメラ、ドーム型、LED照明付き、取付金具一式	2	式	
カメラ中継箱	屋外用、SPD II、光成端箱	2	式	
カメラ監視装置	汎用0A-PC、MC×2、汎用デスク、画像配信サーバソフト	1	式	
予備品・付属品		1	式	

気象堤体観測設備 - 永吉ダム管理事務所

名称	適用	数量	単位	備考
風向風速計	φ60.5マスト3m含む	1	式	
気温計	白金測温抵抗体式	1	式	
湿度計	毛髪一差動トランス方式	1	式	
気圧計	シリコン静電容量式	1	式	
漏水量計	電波式(80GHz、取付L金具含む)、収容箱SUS304付き(400×400×400)	2	式	
コントロールボックス1	ステンレス製防水型、漏水位計変換器、漏水位表示装置、MC、SPD II、除湿器	2	式	
コントロールボックス2	ステンレス製防水型、漏水位計変換器、漏水位表示装置、SPD II、除湿器	2	式	
堤体水位計	ひずみゲージ式	3	式	
堤体水位計変換器	変換器×3、MC、SPD II、除湿器	1	式	
気象堤体観測装置	FA-PC、漏水量変換表示装置、計装用コンディショナ(ひずみゲージ式変換器)、気圧計、MC×2(漏水、堤体水位)	1	式	LAN接続
感震器	ステンレス製防水型、MC、SPD II、UPS(500VA)、光成端箱、除湿器	2	式	
地震観測装置	ラック型光送受信器、光成端箱、GPSアンテナ、SPD II、MC×2	1	式	LAN接続
予備品・付属品		1	式	

電気設備 - 永吉ダム管理事務所

名称	適用	数量	単位	備考
引込開閉器盤	動力・電灯、自動復帰ブレーカ×2式、SPD I・II×2式	1	式	
水管理分電盤	無停電補償(UPSライン)・停電ありの2系統、SPD II付き	1	式	
低圧動力盤	予備発電機合まぜ	1	式	
低圧電灯盤	スコットトランス(20kVA)、予備発電機合まぜ	1	式	
耐雷トランス	入力2W AC200V・出力2W AC100V、7.5kVA、既設継続利用	0	式	
水管理分電盤	無停電補償(UPSライン)・停電ありの2系統、SPD II付き	1	式	
UPS	5kVA、長寿命型7年	1	式	
空調機	冷房能力14kW	1	式	
予備品・付属品		1	式	

別表2 放流警報制御項目表

制御項目	手 動				自 動	備 考
	個別	全局 順次	タイマー 順次	全局 一斉	全局 順次	
サイレン吹鳴	○	○	○	○	×	
擬似音吹鳴	○	○	○	○	×	
放送起動（マイク）	○	×	×	×	×	
放送停止	○	×	×	×	×	
親局音声発生	○	○	○	○	×	
点検	○	○	×	×	○	
回転灯ON	○	○	×	×	×	
回転灯OFF	○	○	×	×	×	
監視	○	○	×	×	×	
強制停止	○	×	×	○	×	
組合せ制御1	○	○	○	○	×	音声放送+サイレン
組合せ制御2	○	○	○	○	×	音声放送+疑似音

工事施工条件明示

工事名： 農村地域防災減災事業(防災ダム)永吉地区 8-1工区

(令和8年1月版)

明示事項	明示内容	該当	出典	頁															
基本事項	1 概算数量発注	・ 概算数量発注方式による積算, 工期設定	-	共通仕様書 ③1-1-19	244														
	2 契約保証金	・ 契約の保証は, 当初請負金額が500万円を超える場合, 請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。	○	契約書 第36条	-														
	3 前払金	・ 前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	○	契約書 第35条	-														
		・ 中間前払金を請求することができる。	○																
	4 部分払	・ 部分払の請求は2回以内とし, 前払金がある場合も2回とする。ただし, 中間前払金があるときは, 部分払は行わない。	○	契約書 第38条	-														
	5 繰越予定工事の工期	・	-	共通仕様書 ③1-1-3	238														
	6 余裕期間	・ 余裕期間を設定した契約方式の対象工事	-	共通仕様書 ③1-1-4	238														
	7 週休2日試行工事	・ 週休2日試行工事の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244														
	8 環境改善実施要領	・ 工事の実施にあたっては, 「環境改善実施要領(工事編)」に基づき, 受発注者相互に協力し, 取り組むものとする。	○	共通仕様書 ③1-1-43	252														
	9 品質証明	・ 品質証明の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-9	240														
	10 中間検査	・ 中間検査を実施する工事	○	共通仕様書 ③1-1-2	238														
	11 法定外の労災保険の付与	・ 「農林水産省土地改良工事積算基準」を適用する全ての工事	○	共通仕様書 ①1-1-52	24														
	12 熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事	-	共通仕様書 ③1-1-25	246														
	13 時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける工事の対象工事	-	共通仕様書 ③1-1-23	245														
	14 施工箇所が点在する工事	・ 施工箇所が点在する工事の対象工事	-	共通仕様書 ③1-1-28	247														
	15 現場環境改善費	・ 現場環境改善費の適用工事	-	共通仕様書 ③1-1-21	245														
	16 建設キャリアアップシステム	・ 建設キャリアアップシステム活用の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-8	239														
	17 三者技術調整会	・ 三者技術調整会を開催する工事 共通仕様書の改定までの間には以下のとおりとする。 三者技術調整会は, 「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが, 当該要領は鹿児島県ホームページによる。	-	実施要領 共通仕様書 ③1-1-18	244														
18 快適トイレの設置	・ 建設現場における「快適トイレ」設置の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-22	245															
19 施工パッケージ型積算基準	・ 農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"><thead><tr><th>歩掛名</th><th>使用基準</th><th>制定元</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	歩掛名	使用基準	制定元													-	共通仕様書 ③1-1-20	244
歩掛名	使用基準	制定元																	
20 石綿使用の有無	・ 受注者は, 建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際, 石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また, 大気汚染防止法に基づき, 特定粉じん発生施設を設置しようとするときは, 都道府県知事に届出を行わなければならない。	○	共通仕様書 ①1-1-54	24															
21 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更	・ 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の対象工事	-	共通仕様書 ③1-1-45	253															
工事関係	22 夜間工事	・ アスファルト合材夜間小ロセット料金が発生する工事	-	共通仕様書 ③1-1-24	245														
	23 1日未満で完了する作業	・ 1日未満で完了する作業	-	共通仕様書 ③1-1-26	246														
	24 ICT活用工事	・ 発注者指定型 ICT活用工事の対象工事	-	特別仕様書	-														

※1 「該当」欄について ○: 該当 (適用) する - : 該当 (適用) しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①: 第1編 ②: 第2編 ③: 第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名： 農村地域防災減災事業(防災ダム)永吉地区 8-1工区

(令和8年1月版)

明示事項		明示内容		該当	出典	頁																																														
工事関係	25 ICT活用工事	・ 受注者希望型 ICT活用工事の対象工事		-	共通仕様書 ③1-1-15	243																																														
	26 コンクリート	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">呼び強度 (N/mm²)</th> <th style="width: 15%;">スランブ (cm)</th> <th style="width: 15%;">配筋材最大寸法 (mm)</th> <th style="width: 15%;">水セメント比 (%)</th> <th style="width: 15%;">セメントの種類</th> <th style="width: 30%;">使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>		呼び強度 (N/mm ²)	スランブ (cm)	配筋材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																															-	共通仕様書 ③2-2-1	254										
	呼び強度 (N/mm ²)	スランブ (cm)	配筋材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																														
27 構造物品質確認調査	・ 構造物品質確認調査の実施 対象構造物：		-	共通仕様書 ③2-2-2	254																																															
28 遠隔臨場	・ 遠隔臨場の試行対象(受発注者協議による)		○	試行要領	-																																															
建設副産物	29 建設発生土の処理	<p>・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。</p> <p>受入場所の名称： 受入場所の所在地： 搬出土量： m³ 運搬距離： km その他：</p>		-	共通仕様書 ③1-1-38	249																																														
	30 再生資材の利用	<p>・ 下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">資材名</th> <th style="width: 30%;">規格</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>		資材名	規格	備考										-	共通仕様書 ③1-1-39	250																																		
	資材名	規格	備考																																																	
31 建設発生土の利用	<p>・ 盛土又は埋戻に使用する土は、下記工事からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用する。</p> <p>建設発生土の種類： 工事名： 所在地：</p>		-	共通仕様書 ③1-1-39	250																																															
32 指定副産物(コンクリート塊)の再生利用	・ 30cm程度に小割して、盛土材として利用する。		-	共通仕様書 ③1-1-39	250																																															
33 建設リサイクル法	<p>①分別解体の方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工程</th> <th style="width: 35%;">作業内容</th> <th style="width: 50%;">分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①仮設</td> <td rowspan="2">仮設工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②土工</td> <td rowspan="2">土工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③基礎工事</td> <td rowspan="2">基礎工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④本体構造</td> <td rowspan="2">本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤本体付属物</td> <td rowspan="2">本体付属物の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">廃棄物の種類</th> <th style="width: 25%;">施設の名称</th> <th style="width: 25%;">所在地</th> <th style="width: 25%;">運搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>鉄くず及び産業廃棄物の処分については、実績に基づき変更対象とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>②施設の名称及び所在地 ③受入時間</p>		工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物	本体付属物の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																					○	共通仕様書 ③1-1-39	251
工程	作業内容	分別解体等の方法																																																		
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業																																																		
		<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																																		
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業																																																		
		<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																																		
③基礎工事	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業																																																		
		<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																																		
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業																																																		
		<input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																																		
⑤本体付属物	本体付属物の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業																																																		
		<input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																																		
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																																	

※1 「該当」欄について ○：該当(適用)する -：該当(適用)しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名： 農村地域防災減災事業(防災ダム)永吉地区 8-1工区

(令和8年1月版)

明示事項	明示内容	該当	出典	頁																								
建設副産物	34 建設汚泥の再生利用 ①処理概要 ②品質区分基準	<ul style="list-style-type: none"> 建設汚泥は、下記の処理概要により現場内で再生利用する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">中間処理の場所</th> <th style="width: 25%;">中間処理の方法</th> <th style="width: 25%;">再生品の品質</th> <th style="width: 25%;">利用用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用は、下記の条件により算出 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">品質区分基準</th> <th style="width: 40%;">指標等</th> <th style="width: 30%;">試験回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質基準</td> <td>コーン指数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活環境保全上の基準</td> <td>土壤環境基準(環境基本法)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>特定有害物質の含有量基準(土壤汚染対策法)</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途									品質区分基準	指標等	試験回数	品質基準	コーン指数		生活環境保全上の基準	土壤環境基準(環境基本法)		特定有害物質の含有量基準(土壤汚染対策法)		-	共通仕様書 ③1-1-39	250
	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																								
品質区分基準	指標等	試験回数																										
品質基準	コーン指数																											
生活環境保全上の基準	土壤環境基準(環境基本法)																											
	特定有害物質の含有量基準(土壤汚染対策法)																											
35 建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地 ②受入時間	<ul style="list-style-type: none"> 指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">廃棄物の種類</th> <th style="width: 25%;">施設の名称</th> <th style="width: 25%;">所在地</th> <th style="width: 25%;">運搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ○ ○ 処分場： △ △ 処分場： エコパーク鹿児島： ※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離									-	共通仕様書 ③1-1-39	251												
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																									
36 根株、伐採木等の利用 ①発生工事 ②利用工事	<ul style="list-style-type: none"> 	-	共通仕様書 ③1-1-40	252																								
37 舗装切断作業時に発生する排水の処理	1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。 2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。	-	共通仕様書 ③1-1-44	252																								
工事支障物件等	38 支障物件(電柱、水道等)	<ul style="list-style-type: none"> 本工事における支障物件は、次のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">支障物件名</th> <th style="width: 15%;">番号等</th> <th style="width: 15%;">数量</th> <th style="width: 40%;">申請の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	支障物件名	番号等	数量	申請の状況													-	特記事項	-							
支障物件名	番号等	数量	申請の状況																									
その他	39 支給材料及び貸与品	<ul style="list-style-type: none"> 本工事における支給品は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">支給材料</th> <th style="width: 15%;">規格</th> <th style="width: 15%;">数量・単位</th> <th style="width: 40%;">支給場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	支給材料	規格	数量・単位	支給場所									-	共通仕様書 ①1-1-21	9											
	支給材料	規格	数量・単位	支給場所																								
40 工事現場発生材	<ul style="list-style-type: none"> 下記の現場発生材は、工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に引渡すこと。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">現場発生材名</th> <th style="width: 40%;">引渡場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	現場発生材名	引渡場所							-	共通仕様書 ①1-1-22	10																
現場発生材名	引渡場所																											
41 部分使用	<ul style="list-style-type: none"> 本工事において、工事目的物引渡し前に、工事請負契約書第34条により、下記について受注者の承諾を得て部分使用することがある。 (1)部分使用範囲： (2)部分使用目的： (3)部分使用期間： 	-	契約書 第34条 共通仕様書 ①1-1-32	14																								

※1 「該当」欄について ○：該当(適用)する -：該当(適用)しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全灯、各種標識、掲揚塔、保安灯、回転灯

2 安全施設

(1) 工事現場の囲い、手すり、地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護柵等
- 2) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー、保安灯の電池、赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- 3) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全に必要な箇所での誘導
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張り員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号灯、発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(別紙-3)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による工事の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 受注者は、この契約による工事を行うために個人情報を保有するときは、その工事の目的を明確にするとともに、工事の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による工事を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、工事の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による工事に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 受注者は、発注者の指示があるときを除き、受注者がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この工事による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請工事の禁止)

第8 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う工事を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に請け負わせてはならない。なお、下請先が二次下請を行う場合以降も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還)

- 第10 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し若しくは作成した個人情報記録された資料等は、工事完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

- 第11 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について発注者に対して報告しなければならない。

(事故報告)

- 第12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(監査及び実地調査)

- 第13 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

- 第14 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができ、受注者はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

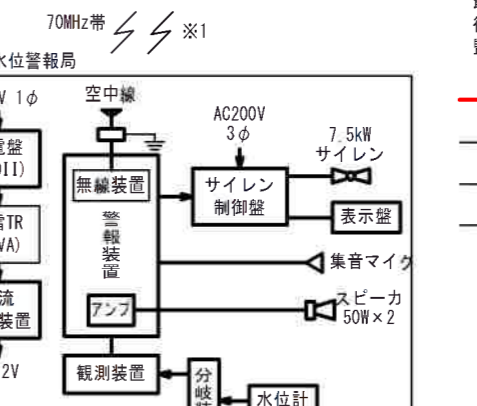
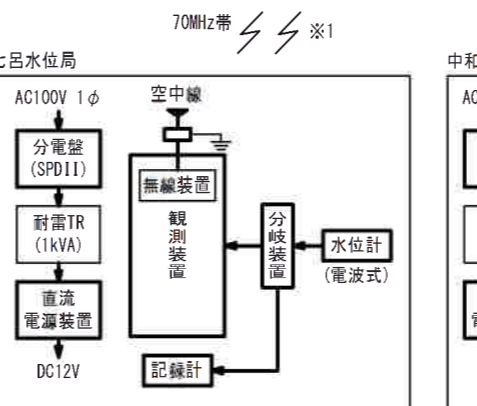
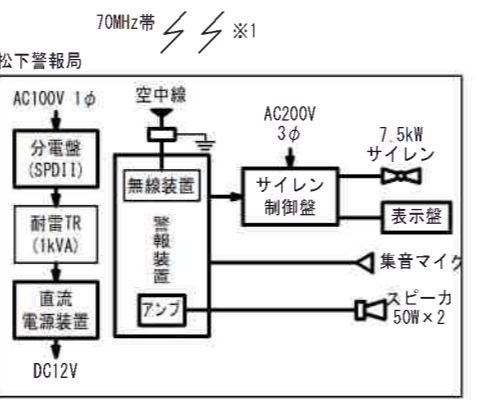
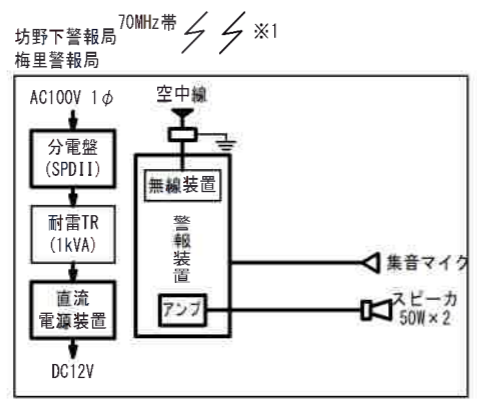
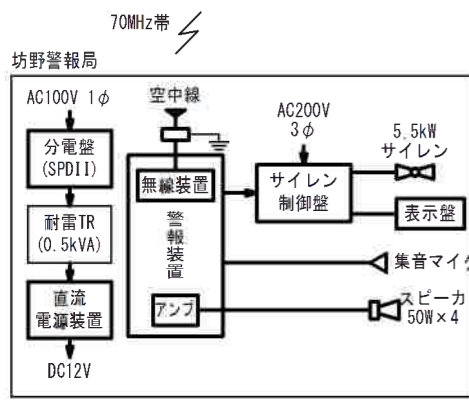
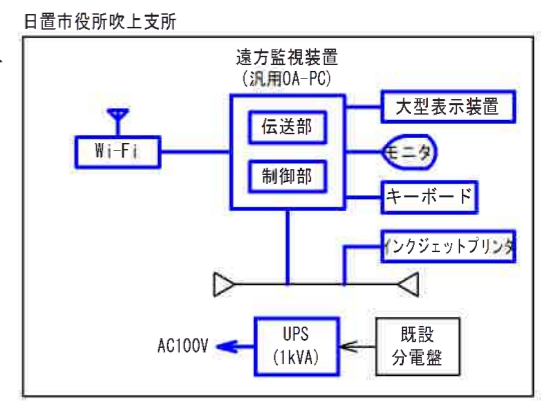
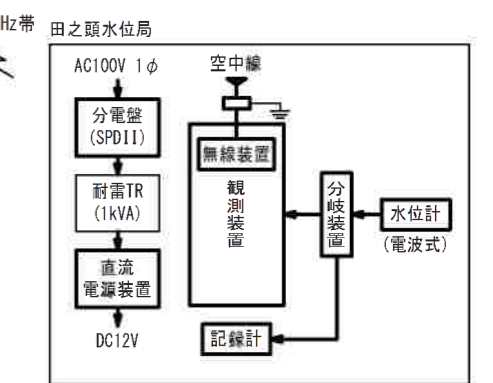
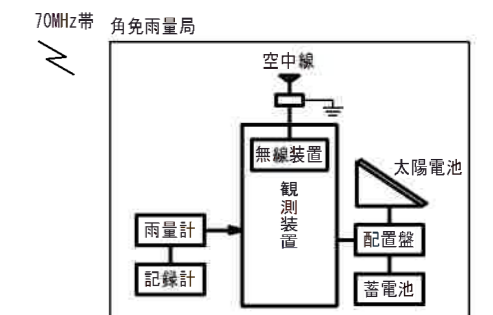
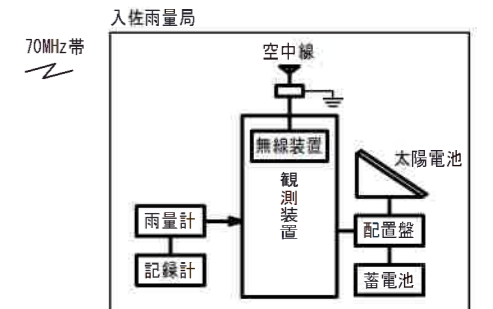
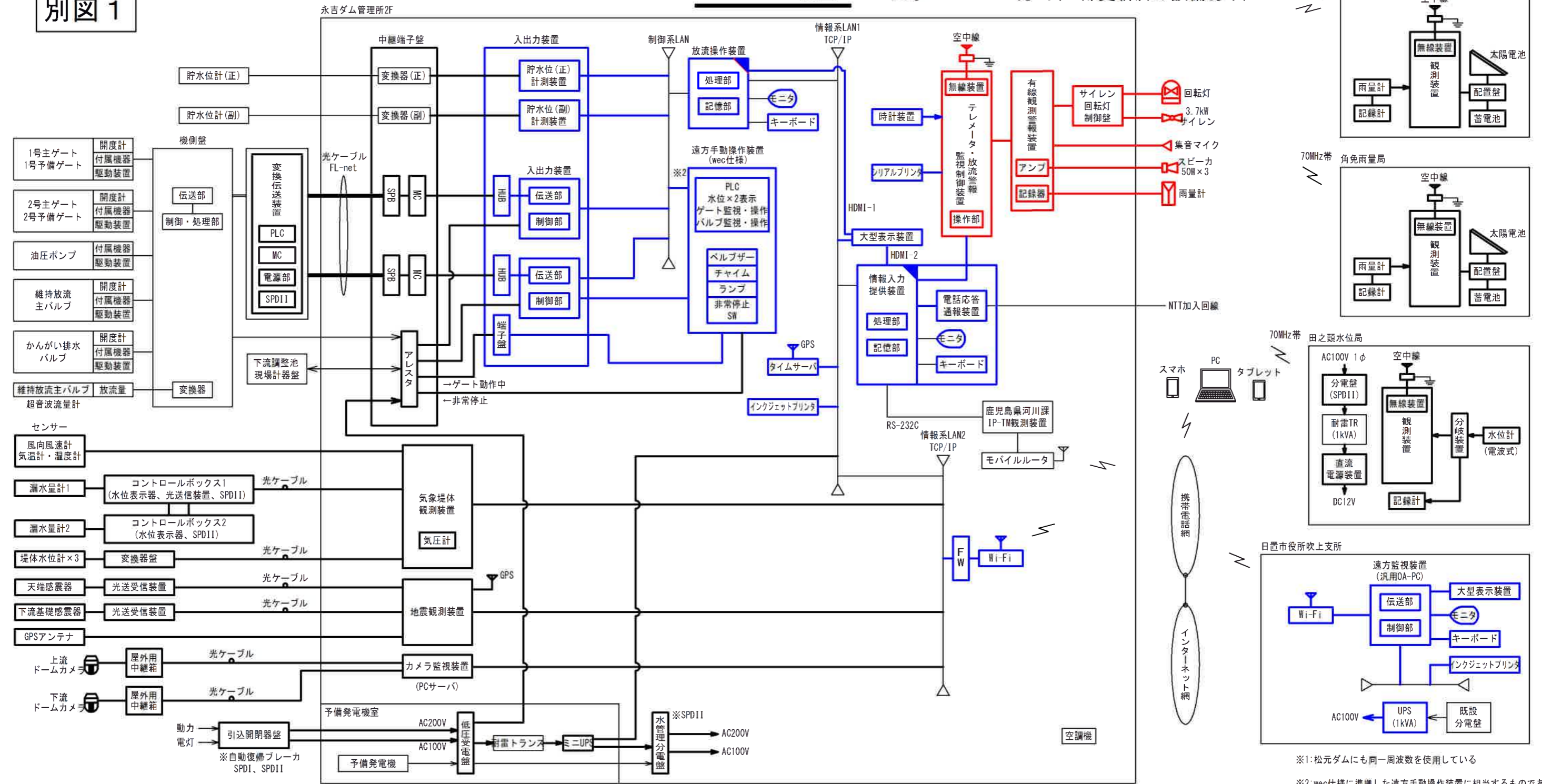
(漏えい等が発生した場合の責任)

- 第16 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

別図 1

システム構成図

※オンプレミス方式(一部更新済み設備あり)



※1: 松元ダムにも同一周波数を使用している
 ※2: wec仕様で準拠した遠方手動操作装置に相当するものであり、最低限の機能(計算を伴わない監視制御機能)を持つ。従来の「ダム諸量計算処理装置が故障した時でも監視操作ができる操作卓」に該当するものである。

- (Red box): 新設、更新
- (Blue box): 更新済み
- (White box): 既設
- (Blue arrow): ソフト追加(web配信等)

(参考図)

工事名	農村地域防災事業(防災ダム)永吉地区 委託5-1
図面名	システム構成図
年月日	
尺度	NONE 図面番号 1-2
会社名	株式会社 三祐コンサルタンツ
事務所名	鹿児島地域防災局 農林水産部 農村整備課